

# 日本の教育を考える 10人委員会からの提言

## 参 考 資 料

1 . 税源移譲による地域格差の把握.....	1
2 . 諸外国における教育制度等のあらまし.....	7
3 . シャウプ勧告による義務教育費国庫負担制度の廃止 .....	15
4 . 事務職員等に係る義務教育費国庫負担金の一般財源化について...	26
5 . O E C D / P I S A 調査.....	27

# 1 . 税源移譲による地域格差の把握

## ( 1 ) 税源移譲による地域格差の把握

義務教育費国庫負担金を、案 - 1 では個人住民税へ、案 - 2 では地方消費税へ切り替えると仮定し、現状の義務教育費国庫負担金と再配分額との差し引きで、都道府県別の増減収額を試算しました。

税源移譲を通じて、補助金を地方税に切り替えると、大都市圏の税源は豊かになる反面、地方の税源はより乏しくなります。国庫支出金の中の義務教育費負担金を、案 - 1 では個人住民税に切り替えた場合を、案 - 2 では地方消費税に切り替えた場合を仮定しました。現在、各都道府県が受け取っている義務教育費負担金と、個人住民税あるいは地方消費税に切り替えた場合の再配分額とを比較し、都道府県別の増減収額を求めることとしました。試算の主要な前提条件は次の通りです。

### 主要な前提条件

#### 税源移譲の対象

国庫支出金の中の義務教育費負担金 約 3 兆円 ( 3,011,382,127 千円 )  
(平成 15 年版 地方財政統計年報 平成 13 年度値)

#### 再配分の方法 案 - 1

義務教育費国庫負担金を、「個人住民税」に切り替え。  
各都道府県の個人住民税額の国全体に占める割合で、義務教育費国庫負担金を再配分。  
(平成 15 年版 地方財政統計年報 平成 13 年度値)

#### 再配分の方法 案 - 2

義務教育費国庫負担金を、「地方消費税」に切り替え。  
各都道府県の地方消費税額の国全体に占める割合で、義務教育費国庫負担金を再配分。  
(平成 15 年版 地方財政統計年報 平成 13 年度値)

#### 都道府県別の増減収額の試算方法 (案 - 1、案 - 2 共通)

都道府県別の再配分額から、現在 (平成 13 年度値) の都道府県別の義務教育費国庫負担金を差し引き、都道府県別の増減額を試算。

## (2) 案 - 1 個人住民税への切り替えによる都道府県別増減収額

東京圏、大阪圏、名古屋圏の9つの都府県では増収になります。しかし、他の38道県では減収になります。

義務教育費国庫負担金を、「個人住民税」に切り替えた場合、東京圏、大阪圏、名古屋圏の9都府県では増収になります。しかし、残りの38道県、約8割の都道府県では減収になります。増収額が最も大きい都道府県は東京都でプラス2,490億円、逆に減収額が最も大きい都道府県は北海道の515億円です。その差は約3,000億円になります。

### 案 - 1 個人住民税への切り替えによる都道府県別増減収額

#### 1) 増収

増収都道府県数

9都府県(19.1%。埼玉、千葉、東京、神奈川、静岡、愛知、京都、大阪、兵庫)

最大増収都道府県

東京都 プラス2,490億円(平成13年度歳入額6兆3,928億円の約3.9%に相当)

増収額平均値

プラス563億円

#### 2) 減収

減収都道府県

38道県(80.9%)

最大減収都道府県

北海道 マイナス515億円(平成13年度歳入額3兆2,232億円の約1.6%に相当)

減収額平均値

マイナス133億円

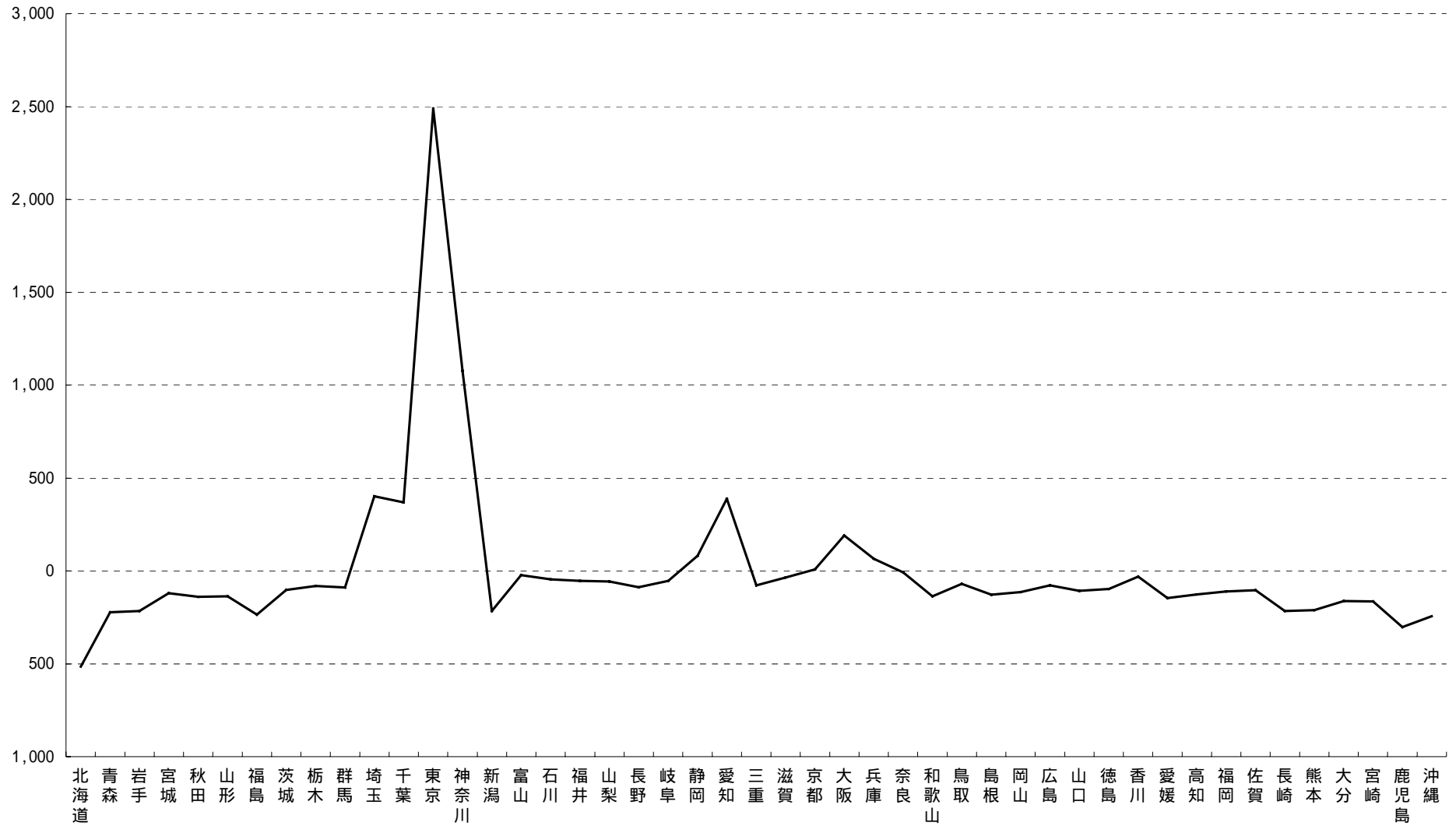
#### 増収道府県

	都道府県名	増収額
1位	東京都	2,490億円
2位	神奈川県	1,076億円
3位	埼玉県	401億円
4位	愛知県	388億円
5位	千葉県	369億円
6位	大阪府	190億円
7位	静岡県	81億円
8位	兵庫県	65億円
9位	京都府	7億円

#### 減収道県

	都道府県名	減収額
1位	北海道	515億円
2位	鹿児島県	302億円
3位	沖縄県	243億円
4位	福島県	236億円
5位	青森県	223億円
6位	新潟県	217億円
7位	岩手県	217億円
8位	長崎県	216億円
9位	熊本県	211億円
10位	宮崎県	165億円

案 - 1 個人住民税に切り替え



出典：地方財政統計年報より事務局作成

### (3) 案 - 2 地方消費税への切り替えによる都道府県別増減収額

東京都、大阪府、愛知県、神奈川県など9つの都府県では増収になります。しかし、他の38道県では減収になります。(案 - 1より地域格差は小さい)

義務教育費国庫負担金を、地域偏在の小さい「地方消費税」に切り替えた場合でも、東京、大阪、愛知、神奈川などの9都府県だけが増収になります。残りの38道県、約8割の都道府県では減収になります。増収額が最も大きい都道府県は東京都でプラス1,923億円、逆に減収額が最も大きい都道府県は鹿児島県の191億円です。その差は約2,100億円になります。

#### 案 - 2 地方消費税への切り替えによる都道府県別増減収額

##### 1) 増収

増収都道府県数

9都府県(19.1%、東京、神奈川、長野、静岡、愛知、京都、大阪、香川、福岡)

最大増収都道府県

東京都 プラス1,923億円(平成13年度歳入額6兆3,928億円の約3.0%に相当)

増収額平均値

プラス325億円

##### 2) 減収

減収都道府県

38道県(80.9%)

最大減収都道府県

鹿児島県 マイナス191億円(平成13年度歳入額1兆0,783億円の約1.8%に相当)

減収額平均値

マイナス77億円

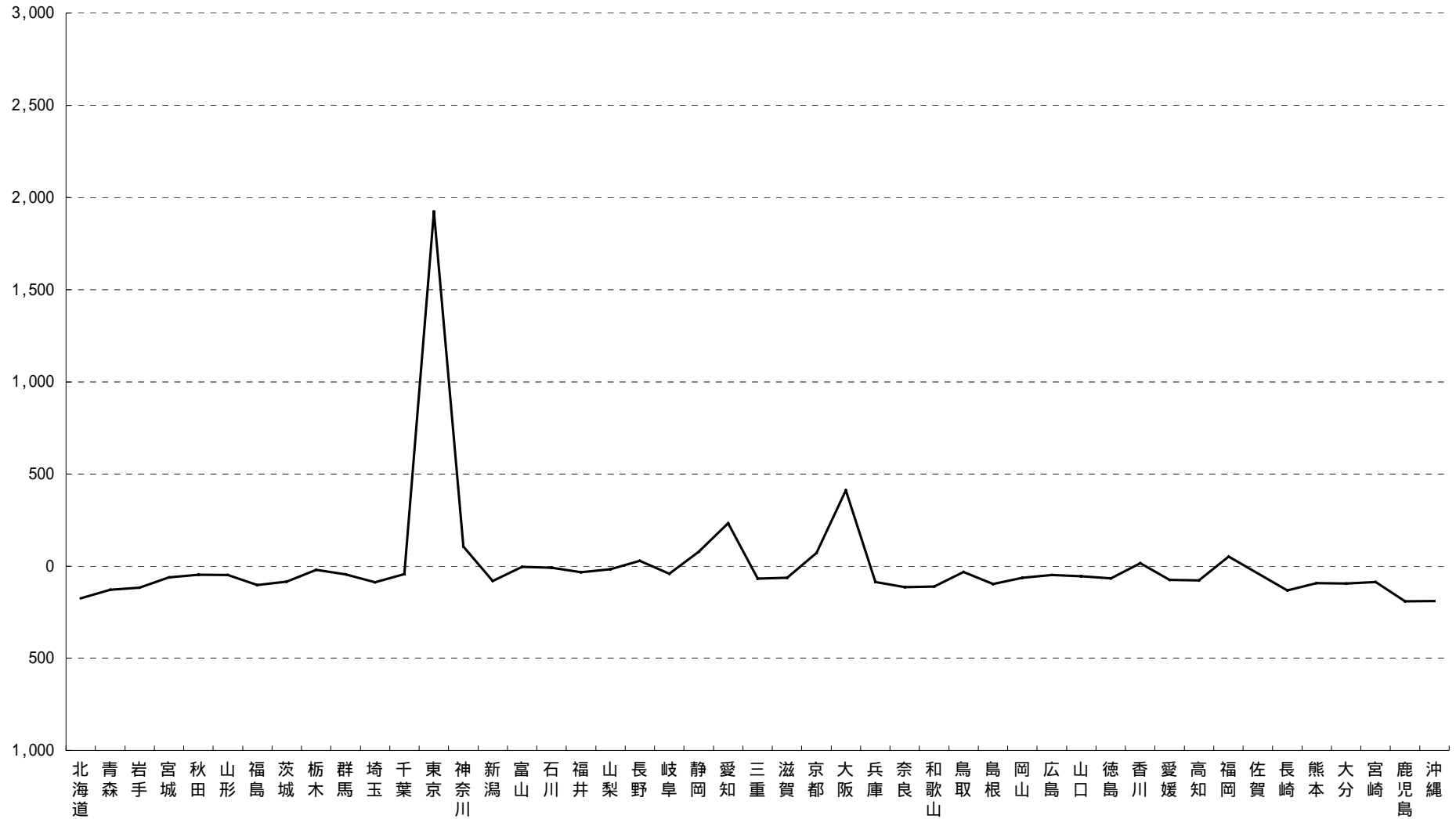
##### 増収都府県

	都道府県名	増収額
1位	東京都	1,923億円
2位	大阪府	412億円
3位	愛知県	233億円
4位	神奈川県	106億円
5位	静岡県	78億円
6位	京都府	73億円
7位	福岡県	52億円
8位	長野県	29億円
9位	香川県	17億円

##### 減収道県

	都道府県名	減収額
1位	鹿児島県	191億円
2位	沖縄県	190億円
3位	北海道	175億円
4位	長崎県	132億円
5位	青森県	128億円
6位	岩手県	117億円
7位	奈良県	114億円
8位	和歌山県	110億円
9位	福島県	103億円
10位	島根県	97億円

案 - 2 地方消費税に切り替え



出典：地方財政統計年報より事務局作成

#### (4) 義務教育への影響

教育費全体、そして義務教育費の縮減が危惧されます。「富める大都市」と「悩める地方」との間で、地域格差が広がることが危惧されます。

減収額上位道県は、離島や人口密度が低い地域を抱え、義務教育を提供する上で、効率化しにくい地域特性を抱えています。こうした中で、義務教育費国庫負担金が税源移譲(地域格差の小さい地方消費税への切り替えを想定)され、なおかつ地域間の調整措置などがなされない場合には、減収額上位道県では、次のような教育への影響が懸念されます。

##### 教育費全体の縮減

減収額は、都道府県の教育費の約7%に相当します。すでに地方税の低迷などにより、都道府県財政には余裕がありません。したがって、税源移譲によって減収となる都道府県では、全体予算の縮減とともに、教育費全体が縮減される事態が危惧されます。

##### 義務教育費等の縮減

教育費全体が縮減されれば、連動して義務教育費(小学校費と中学校費)の縮減が危惧されます。さらに、特殊学校費や社会教育費などについても縮減が危惧されます。

##### 教員給与の抑制

義務教育費が縮減されれば、その中心を占める教員給与は、抑制されることになるでしょう。その結果として、将来的には優秀な人材が確保しにくくなる可能性があります。

##### 地域格差の拡大

増収都道府県「富める大都市」と、減収道県「悩める地方」との間には、地域格差が広がるでしょう。減収道県では、人生のスタートラインとなる義務教育段階から、ハンデを背負うことになるでしょう。

##### 減収額上位10道県の教育費と減収額

減収上位3道県	教育費	減収額	教育費に対する減収額割合
鹿児島県	2,237億円	191億円	8.5%
沖縄県	1,729億円	190億円	11.0%
北海道	6,318億円	175億円	2.8%
長崎県	1,767億円	132億円	7.5%
青森県	1,839億円	128億円	7.0%
岩手県	1,864億円	117億円	6.3%
奈良県	1,467億円	114億円	7.8%
和歌山県	1,308億円	110億円	8.4%
福島県	2,439億円	103億円	4.2%
島根県	1,157億円	97億円	8.4%

(出典：平成15年度版「地方財政統計年報」の都道府県目的別歳出決算)

## 2 . 諸外国における教育制度等のあらまし

米国、英国、フランス、ドイツ、ロシア、中国における教育行政制度、教育財政制度については、表3～6に示すとおりです。

なお、教員に関連する各国の動向は次のとおりです(出典：諸外国の教育の動き 2002(文部科学省編)、諸外国の教育の動き 2003(文部科学省編))。

### 米 国

#### 全米の初等中等学校教員の給与は他職種より低い

教員免許制度は各州によって異なりますが、一般に大学の教員養成課程を卒業した者が各州に申請して最初の免許を受け、その後何年かごとに免許を更新する仕組みです。

以前は大学の教員養成課程卒業者に新規の教員免許を発行していましたが、免許を受ける際に基礎学力の筆記試験を課す州が2002年には44州、科目ごとの専門知識を問う試験を課す州が34州、教授法に関する試験を課す州が23州でした。

全国教員スタンダード委員会による「優秀教員認定」に対しては、免許更新(46州)、給与(40州)の優遇措置を取る州が多いです。優秀教員認定は、他の教員の指導資格を持つ上級免許の交付や昇進の要件となっている州もあります。

アメリカ教員連盟(AFT)の調査によれば、全米の初等中等学校教員の給与は上昇傾向にあるが、他職種より低いです。

表1 大学新卒者の給与比較(2000-01年度、全米平均年額)

教 員	その他職業
\$ 28,896 ( 347万円)	\$ 42,712 ( 513万円)

出典：諸外国の教育の動き 2002(文部科学省編)

表2 在職者の給与比較(2000-01年度、全米平均年額)

教員	会計士	コンピュータ技師	エンジニア
\$ 43,250 ( 519万円)	\$ 52,664 ( 632万円)	\$ 71,155 ( 854万円)	\$ 74,920 ( 899万円)

出典：諸外国の教育の動き 2002(文部科学省編)

## イギリス

### 教員の給与基準や勤務条件は国が決定しています

教員の給与基準や勤務条件については毎年、政府諮問機関である学校教育調査委員会の勧告を受け、教育技能大臣が決定しています。

学校教育調査委員会 (School Teachers' Review Body。首相の任命により 9 名) の勧告は「教員給与及び勤務条件に関する文書」(School Teachers' Pay and Conditions Document) と呼び、教育技能大臣はその基本的内容を命令 (orders 政令、省令に相当) として交付します。当該年の教員給与に関わる補助金や地方教育当局の教員経費の算定基礎となるほか、個々の教員の雇用契約や勤務条件の設定・交渉はこの文書の内容に従って行われます。文書の中心は教員給与表 (pay scales) です。

2003 年度の勧告の中で、同年 4 月以降の教員給与を対前年比 2.9% の増加を求めました。これにより初任教員の年収は 360 万円、学校長の最高年収は約 1,760 万円となりました。

同委員会は、給与の決定に際しては、政府の方針である、地方が全国的な枠組みの中で給与の差別化を進めること (一部地域で生活費が高騰しているのを主な理由に当該地域のみを想定した給与表別表を策定) を支持すると共に、教員不足の深刻化や勤務時間の削減 (現在 52 時間を週 45 時間とする勧告を 2002 年度に行いましたが、受け入れられませんでした) の重要性も改めて指摘しました。

勧告内容について、教育技能大臣は同年 3 月初旬までに関係方面との意見調整の上最終決定し、4 月以降主な事項について「給与及び勤務条件命令」(Pay and Conditions Orders) として交付します。

## ドイツ

### 教員の俸給は連邦法が定め、州の間に大幅な待遇格差は生じません

ドイツの公務員は三つに区分されています。終身雇用（試用期間を終え満 27 才に達した場合に終身官吏に任命されます）であり、給与等を報酬、年金等を恩給とする官吏、終身雇用なし、給与等を給与、年金等を年金とする公務職員及び公務労働者です。職務遂行においても官吏が公法上であるのに対し、公務職員及び公務労働者は私法上の労働契約に基づいて行います。

本来国家の高権的機能の行使は原則として、官吏にのみ委ねることとされています。官吏が採用または昇任される職は、初級、中級、上級、高級の四種類のキャリアグループに分類され、採用前に受けた教育によってどのグループに属するか定まります。能力により、グループを変わることは可能とされています。報酬はキャリアグループ、勤続年数別に定められています。また、公務職員の給与は基本給と勤務地調整手当等に分かれ、基本給の額は年齢と仕事の種類によって定められています。

教員は通常、州の官吏ですが、俸給は連邦法が定め、原則として州の間に大幅な待遇格差は生じない制度となっています。しかしながら、旧東ドイツ地域においては急激な子供の数の減少、財政逼迫、雇用の確保（ワークシェアリング）等を理由に、教員を官吏としてではなく終身雇用を前提としない公務職員として雇用した上で、短時間勤務、給与の削減等の勤務時間及び待遇の調整を続けており、2002 年においては大半が 81～87%の短時間勤務を行い、それに伴い給与も少なくなっています。こうした雇用対策の継続として旧東ドイツ地域のザクセン・アンハルト州内閣は同州の教員の待遇について、2010 年まで 2 万 3,000 人あまりの雇用確保を含む教員給与契約を明らかにし、内容については教員組合等の関係者も合意しています。

今回の合意によれば、2003～2004 年の 2 年間、基礎学校教員は通常給与の 78%、キムナジウム教員及び特殊学校の教員は 92%、その他の中等学校教員は 88%となり、2005 年以降は児童生徒数の推移に合わせその給与水準を新たに設定するとしています。

## フランス

**教員は国家公務員です。**

**一部学校職員の地方移管により教育予算を削減する方針は、教員による大規模抗議行動の影響で、先送りされました**

2002年5月に発足したラファン内閣は、地方分権化改革の実施を優先課題とし、教育においても国家公務員である学校職員の地方移管により教育予算を削減する方針を掲げました。また、地方分権化政策の一環として、民法上の雇用契約法に基づき各学校が雇用している学校教育補助員を廃止、これに代わり中等教育機関における生徒監督に携わる生活指導補助員を、大学生等を対象とした期限付きポストとして創設します。同時に、公法上の雇用契約に基づき大学区が雇用している寄宿舎教諭と通学生監督も廃止されま。教員を補佐する職員の人件費負担は原則として地方公共団体に委ね、国は校内暴力対策などに必要な最低限のポストのみ保証する方針が示されました。

2003年3月に行われた地方分権化のための憲法改正を前に、国家公務員として雇用されてきた一部の学校職員を地方公共団体の職員とする方針を示したことにより、国民教育省が所管する教員以外の国家公務員約30万人のうち、およそ11万人が地方公共団体に移管されることとなりました（国民教育省統計資料によると、2000年度国民教育省所管の国家公務員数は約110万人、うち教員80万人、教員以外の職員30万人）。これにより国の教育予算が削減されるのではないかという危惧から教職員組合による反対運動が異例の規模となりました。

地方分権化の必要性として、今回移管の対象となるのは、学校医、学校社会福祉士、用務員、食堂調理師、寮職員など、国が保証すべき教育内容に直接関わらない職種であり、既に初等中等学校の施設設備の建設は1980年代前半の地方分権化政策で地方に権限委譲されており、これとの整合性を保つため、また、児童やその家庭とのより良い対応のため初等中等学校に一層の自由裁量権を与える環境として、国による職員の一元的管理は好ましくない、さらに、施設設備等に関わる職員は、各地方公共団体の政策に応じて柔軟に管理されるべきである等々が挙げられています。しかし、教員による大規模抗議行動の影響で、この移管による国の教育費削減の方針は2003年7月一部修正、2004年度の教育予算2.8%増（前年度は2.1%増）、新設される生徒指導補助員の国の負担による雇用を予定より4,000人増員、学校職員地方移管を2005年に先送り、児童生徒数の増員に合わせ初等教育教員と中等教育教員のポストを再配分するなど新たな方針を示しました。

表3 諸外国の教育行政制度(1)

		アメリカ合衆国	イギリス	フランス	ドイツ	ロシア連邦	中国	(参考)日本
国	教育行政機関	・連邦:連邦教育省 ・州:州教育長(決定機関)、州教育長及び州教育局(執行機関)	・教育雇用省	・国民教育省 <国の出先機関> ・大学区総長(地域圏) ・大学区視学官(県) ・国民教育視学官	・連邦:連邦教育研究省…基本法規定された一部の事項を所管 ・州:各州支部省…教育制度、教育課程の基準など教育全般を所管	・教育省:教育全般を所管 ・連邦各省:国会委員会…特定分野の専門教育を所管	・教育部:教育全般を統括 ・中央各部:委員会教育司又は教育局(専門教育)	・文部省
	役割と権限	・連邦:障害児教育や奨学金プログラムなど機会均等に係る事業、調査・研究・統計事業など限定的な役割 ・州:教育に関する最終的な権限を担い、教育財政制度や教員免許制度の制定、教育課程の基準の設定、学校評価、州立大学の設置・管理等を実施	・教育の振興を目的に教育制度全般に責任、国の教育政策の決定 ・教育課程基準(全国共通カリキュラム)の策定 ・視学機関を通じ、学校・地方教育当局を監視	・教育課程の基準の設定、修了証・職業免除交付の要件の設定、教員の任用等、広範な範囲にわたり強大な権限を有する。	・連邦教育研究省…高等教育の一般的原则の規定、職業教育の支援、高等教育機関の新設、拡充に対する財政補助 ・各州文部省…教育政策の決定、教育制度、教育課程の基準の制定、教員養成・研修、高等教育機関の設置・管理、教育人事	・教育省…全国的な教育政策・制度、各種基準を制定、高等教育機関や一部の職業教育学校を設置・管理 ・連邦各省:国会委員会…一部の高等教育機関や職業教育学校の設置・管理	・教育部:全国的な教育方針・政策・制度、各種基準を制定、一部高等教育機関を設置・管理 ・中央各部:委員会…高等教育機関及び中等専門学校を設置・管理	・文部省は、基本的な教育制度の枠組みや全国的な基準を制定、地方における教育条件整備のための支援、国立学校を設置・維持
	地方との関係	・連邦と州の関係:連邦は補助金事業などで方針を示すが、これを受け入れるか否かは州の任意 ・州と学区の関係:州は学区を設置し、補助金の支給による教育条件の整備支援のほか、教育の水準の維持に関する監督・指導・助言	・地方教育当局及び学校を統制・指揮 ・地方の教育予算、学校設置や教育計画の承認 ・監査による監視、指導・助言	・国は、各地方レベルに出先機関として視学官等を配置し、各学校の教育を直接に管理	・連邦と州は共同任務に関して協力 ・州は学校の施設・拡充、児童・生徒の交通費について地方に補助金を拠出、地方に視学を配置	・教育省は、連邦構成主体レベルの教育行政機関に対し、教育政策・制度の連邦としての統一性を維持するための施策について指導	・教育部は、省レベル教育委員会に対し、教育方針政策、制度基準等に関する専門的事項について指導	・文部大臣は、都道府県又は市町村に対し、教育に関する事務の適正な処理について指導・助言又は援助
地方	教育行政機関	・学区教育委員会(決定機関) ・学区教育長、学区教育事務所(執行機関)	・地方教育当局	・地域圏 ・県 ・市町村	・県レベル…学校部 ・郡レベル…学務部	・連邦構成主体レベル…教育省、教育委員会又は教育部など ・市・地区等レベル…教育委員会又は教育部など	・省レベル…教育委員会 ・地区レベル…教育委員会、教育局 ・県レベル…教育委員会、教育局 ・郷レベル…教育担当部署	・都道府県教育委員会 ・市町村教育委員会
	役割と権限	・公立初等中等学校の設置・維持・管理(学校制度の決定を含む) ・学校予算の配分 ・教職員の雇用 ・教育課程の策定	・公立(営)学校の設置・維持 ・学校予算の配分 ・当該地方の教育計画、教育課程の策定 ・広域的な条件整備 ・学校に対する指導・助言	・学校の施設設備の改善、生徒の通学等、限定的な役割	・郡レベル…キムナジウム、実科学校及び職業教育学校を設置・管理 ・市町村レベル…基礎学校、ハウプトシュレを設置・管理	・連邦構成主体レベル…連邦の方針に従い、地域の実情に応じた政策や基準等を制定、主に職業教育学校を設置・管理 ・市・地区等レベル…就学前教育機関や初等中等学校を設置・管理	・省レベル…省内の教育計画、法規、諸基準の制定、高等教育機関、中等専門学校の設置・管理 ・地区レベル…省の出先 ・県レベル…初等中等学校の設置・管理、教員採用 ・郷レベル…義務教育学校の経費補助	・都道府県教育委員会は、主に公立高等学校や盲・聾・養護学校を設置・管理 ・市町村教育委員会は、公立の幼稚園・小中学校を設置・管理
	下級機関・学校との関係	・各公立学校の校長は、学区教育長から続く行政系統のポスト(中間管理職)であり、学区教育長の代理として公立学校の管理運営を実施。 ・近年は、学校単位での管理運営(SBM)やチャーター・スクール等の学区の権限を各学校に委譲する試みが拡大傾向	・公立(営)学校の理事会に任命理事を配置 ・教育の質に問題のある学校に対し、警告や理事の追加任命、予算裁量権の停止等介入	・地域圏は県に対し特に関与しない ・県は市町村に対して小中学校の建設・改修費用の補助	・県・郡レベル…監督する学校の人事・予算・教科書、就学義務の猶予・免除などに関する仕事 ・県は州に代わって、教員の公募・採用、配置の手続をすることがある	・連邦構成主体は、連邦と共同で市・地区等を指導・管理 ・市・地区等は、初等中等学校を管理	・上級委員会は、下級委員会・教育局に対し、教育の専門的事項について指導 ・初等中等学校は、設置者である県教育委員会・教育局の管理・指導を受ける	・都道府県教育委員会は、市町村に対し、教育に関する事務の適正な処理について指導・助言又は援助 ・都道府県教育委員会又は市町村教育委員会は、その設置する公立学校を管理

出典：文部科学省 諸外国の初等中等教育

表4 諸外国の教育行政制度(2)

		アメリカ合衆国	イギリス	フランス	ドイツ	ロシア連邦	中国	(参考)日本
初等中等学校の権限	学校の権限	一般の公立学校:学区の示した規準に沿って教育課程を構成、教職員人事や予算運用に関する権限はほとんどない ・S B Mやチャータースクール: 予算運用、教職員人事、教育課程について学校が独自に決定	教育課程については国や地方の規準の範囲内で編成 ・教員の実質的な任用(地方教育当局は形式上の任命者) ・学校予算の裁量権	教育課程については国の基準の範囲内で編成 ・教員人事では、国に意見提出 ・学校予算については限られた費目の用途を決定	教育課程を、州が定める教育課程の基準に従って編成	教育課程は、連邦及び連邦構成主体の定める基準に従って編成 ・学校と教員の契約に基づき任用 ・独自財源の確保が奨励	教育課程は、国及び省の基準に従って編成 ・教員は県が採用、人事上の処遇は校長が契約 ・独自の収入が可能	教育課程は、文部大臣が告示する学習指導要領に従って編成 ・公立学校の教職員の任免等は、都道府県・指定都市教育委員会が行う。(公立小中学校の教職員については、市町村教育委員会が内申を行う。校長は意見具申権を持つ)
	管理運営組織	一般の公立学校:校長(学区教育長の代理として公立学校を運営) ・S B M、チャータースクール等:各学校によって異なるが、多くの場合、親や教員等から構成される学校評議会	学校理事会。学校理事会は、教育課程・人事・財務の各担当委員会を設置	学校管理運営に関する助言、決定機関として、小学校には学校評議会がコレージュ及びリセには管理評議会が置かれる	学校運営に親及び生徒が参加するための機関が州の学校法、学校参加法などにより規定 ・校長は、教育活動全般について責任を負う ・教育会議は教科書、生徒の放校措置について決定	学校の自主的な管理運営機関として、学校会議、教育会議、保護者会等の設置が認められている ・通常、校長が最終的な決定権を有する	親や住民が参加する管理運営組織はない ・校長が最終的な責任者 ・教職員会議は、決定権を持たない ・党支部は、政治問題を処理	公立学校の場合、校長が日常的な学校の管理運営に関する責任と権限を有し、学校設置者である教育委員会が最終的な責任と権限を有する ・学校運営に關し、校長が親や住民の意見を聴くための学校評議員を置くことができる
視学制度	視学制度	学区に教育指導職が設けられているが、現在の役割は教員の力量形成援助 ・近年は、州が州統一の学力テストに基づき、各公立学校の教育成果を測定	教育水準局(教育雇用省から独立した政府機関)の監督下に登録視学官が定期的を実施(この制度は1933年秋から実施)	中央の国民教育省には、国民教育総視学官及び国民教育行政総視学官が置かれる ・地方レベルには、国の機関として地域教育視学官や国民教育視学官が置かれ、それぞれ中等学校、小学校の視察、監督、評価を行う	学校監督制度が視学制度に相当する。州は地方の教育行政機関に配置した視学を通じて学校を監督	視学制度はないが、連邦と連邦構成主体が、それぞれ所管する教育機関を定期的に審査・評価	国・国家視学団(教育部から独立) ・省・地区・県レベルに視学機構を設置 ・下級の教育行政機関を監督・指導・評価 ・省・地区は高級中学、県は小学校と初級中学を監督・指導・評価	教育委員会に指導主事が置かれ、学校に対し、教育課程、学習指導について指導
	政府諮問機関等	連棟教育省には、恒常的な審議会は設けられていない ・州によっては、教育課程や教員養成など分野ごとに審議会を設置	1944年教育法に基づき、教育全般にわたる審議会として中央教育審議会が設置されていたが、1987年に廃止(現在この種の恒常的な審議会は設けられていない)	国民教育省に、指紋機関として中央教育審議会、高等教育研究審議会等が置かれ、大臣の諮問を受け、教育政策について意見を具申	厳密な意味での諮問機関ではないが、学術協議会が、高等教育、学術、研究に関する問題について見解を表明、報告	連邦レベルでは常設の諮問機関はない ・重要施策を立案する際、教育省の下に検討委員会等が設置されることがある	国レベルでの政策形成のための常設の諮問機関は設けられていない ・臨時に重要政策策定のための起草委員会を設置するのが通常の方法	文部省には大臣の諮問機関として各種審議会が置かれ、文教の重要施策について大臣に建議
私学	設置状況	初等中等教育: 学校数 24% 在学者数 11% 高等教育 学校数 55% 在学者数 22% (学校数1995年度、在学者数1996年度)	就学前を含む・初等中等学校数の約7%(1996年度)	就学前、初等及び中等教育学校数の13%、児童生徒数の17%(1996年度)	初等学校1.5%(学校数) ・中等学校5.6%(学校数) ・高等教育23%(学校数) (1997年度)	初等中等学校 学校数 0.8% 在学者数 0.2% ・高等教育機関 学校数 28.9% (1997年度)	幼稚園14%(学校数) ・小学校0.3% ・初級・高級中学2% ・高等教育2% (1997年度)	幼稚園58.5%(学校数) ・小学校0.7% ・中学校4.5% ・高等学校24.0% ・大学73.5% (1998年度)
	設置認可	初等中等学校、大学とも一般に、州が設置運営を認可 ・初等中等学校については多くの場合、設置認可の申請は私立学校の任意	教育雇用大臣への登録により設置	小学校については、市町村長・知事・大学視学官に届出 ・中等学校については、大学区総長・知事・担当地区の共和国検事に届出 ・大学については、大学区総長に届出	初等中等学校については代替学校は州文部省が設置認可を行う ・高等教育機関は、高等教育所管の州文部省が認可を行う	初等中等学校については、連邦構成主体が設置認可 ・高等教育機関は、連邦が設置認可	初等中等学校については、県レベル教育委員会 ・教育局が設置認可 ・高等教育機関は、教育部が設置認可	幼稚園、小中学校、中等教育学校及び高等学校については都道府県知事の認可により設置 ・大学及び高等専門学校については、文部大臣の認可により設置
	学校運営に対する管理	義務教育段階については在学者数、教職員数、出席状況や授業実施状況等を、定期的に州あるいは所在学区に報告	定期的に教育水準局が監査を実施する。結果によっては登録を抹消	私立の初等中等学校は、その大多数が国と契約を結び、国の教育課程基準を遵守するとともに、国から教員給与や運営費等について補助を受ける	私立学校も州の監督を受ける ・初等中等教育学校については、教育課程、教員資格も州の規定に従う	初等中等学校は、連邦構成主体の指導、評価を受け、公立学校と同様の基準が適用される ・高等教育機関は、連邦の指導、評価を受け国立大学と同様の基準が適用される	初等中等学校は、連邦構成主体の指導、評価を受け、公立学校と同様の基準が適用される ・高等教育機関は、省レベルの教育委員会の管理を受ける	幼稚園、小中学校、中等教育学校及び高等学校等は、都道府県知事の監督を受けるが、教育課程や教員資格等については、国の定める基準を適用 ・高等教育機関は、国の監督を受ける

出典：文部科学省 諸外国の初等中等教育

表5 諸外国の教育財政制度

		アメリカ合衆国	イギリス	フランス	ドイツ	ロシア連邦	中国	(参考)日本	
初等中等教育	公立	国	・連邦政府は主として教育の機会均等を目的とした補助金を州に交付 ・州は基本的経費を負担責任を担う。全般に対し補助金を学区に交付	・特定の事業対し補助金を地方教育当局を通じて交付	・国は国家公務員である教員の給与を負担し、その他教科書を含む教材、奨学金のための経費についても補助金を交付	・連邦は奨学金や実験プロジェクトへの補助金を交付 ・州は教員給与を中心に人件費を負担	・連邦は少数民族や障害児のための学校にかかる経費を補助 ・他はほとんど負担していない ・原則として初等中等教育に対する直接の支出を行わない	・義務教育諸学校の教職員給与等の1/2を負担	
		地方	・地方(学区)は公立学校の設置者であり、実質的な維持者	・地方は学校を設置・維持する義務を負っており、その基本的経費を負担	・地方は学校設置者として教員給与を除く、学校運営費や学校建築費を負担	・地方(郡・市町村)は学校設置者として給与以外の運営費や施設設備費を負担	・一般に連邦構成主体が教員給与や教科書にかかる経費を負担 ・市・地区等が施設設備費などを負担	・一般に県レベル政府が経費全般を負担 ・郷(村)レベル政府も教員給与など一部を負担 ・省レベル政府は経済的に困難な地域を補助	・設置者が負担 ・教職員給与等は都道府県の負担
		その他	・授業料は徴収されない	・授業料は徴収されず、公財政以外の負担はほとんどない	・授業料は徴収されず、公財政以外の負担はほとんどない	・原則として授業料は徴収されず、公財政以外の負担はほとんどない	・授業料は徴収されない ・有償教育の提供、各種事業活動、寄付金等	・授業料(義務教育以外) ・教育税、企業経営収入、寄付金等	・授業料等(幼稚園・高等学校)
	学校の予算運用上の権限	・予算規模の決定や運用は基本的に学区の権限で学校の裁量は極めて限られている ・学校単位での管理・運営、SBMやチャータースクールなど一部の取組については学校に権限が委譲されている場合もある	・予算額は地方教育当局が決定するが、予算の運用は学校の裁量	・学校予算について学校裁量の余地はほとんどないが、中等学校には国の施設設備の補助金について一定の裁量権が与えられている	・学校予算は多くの場合、郡・市町村(学校設置者)が決定	・各学校が予算編成し、自主財源を持つことができる。教員給与等の費目については使途を限定	・各学校が予算編成し、主管政府の承認を得る。特定費目予算及び給与等の諸基準により使途は限定	・学校予算については、都道府県・市町村が決定・執行 ・日常的な経費の執行は、多くの場合、校長に委任	
	私立	・公財政による機関補助は行われない ・ただし、約半数の州では交通費や教科書購入援助など特定の事項に関する補助を実施	・補助金節度はない。ただし、私立学校への進学を援助する間接補助が一時存在(1997年廃止)	・国と契約を結んだ学校に対して、教員給与、学校運営費について補助金を交付	・公立学校の代替と位置づけられる学校(代替学校)には州が補助金を交付	・国家認定を受けた私立学校に対しては、連邦構成主体と市・地区等が経費の一部を補助	・私学補助の制度はない ・土地建物の提供貸与、経営費補助等の個別援助の実態あり	・経常費を中心に国と地方の一部を補助	
	公立	国	・連邦は、奨学金と研究費で間接的に教育費を負担 ・州は、州立大学の設置・維持者として、基本的な経費を負担	・国は配分機関を通じて補助金を交付	・国は設置者として経費のほとんどを負担	・連邦は高等教育機関の新設・拡充の経費の半分を補助金により負担 ・州は設置者として、経費全般を負担	・連邦は所管の高等教育機関の経費全般を負担	・所管の高等教育機関(全体の約3割)の経費全般を負担	・国立大学の経費全般を負担 ・科学研究費補助金、奨学金の支出 ・公立大学にかかる経費の一部を補助
高等教育	公立	地方	・2年制大学(コミュニティ・カレッジ)について負担する必要があるが、全国的にみるとその比率はきわめて小さい	・奨学金として学生の授業料及び生活費分を交付(ただし国が払い戻す)	・地方立の機関はほとんどないが、分権化政策により、設備費等の経費を一部負担	・地方は負担していない	・連邦構成主体や市・地区等は個々の高等教育機関との契約に基づき経費の一部を補助	・省レベル政府が所管の高等教育機関(全体の約7割)の経費全般を負担	・設置者として公立大学の経費全般を負担
		その他	・授業料が徴収される ・民間からの寄付金や委託研究費、出版や駐車場経営などの事業収入	・授業料として最高£1000の学生負担(減免措置あり)(1998年~) ・民間からの寄付金や委託研究費、施設利用による事業収入	・授業料は徴収されない ・企業の寄付金等の収入	・一部の州で長期在学者から授業料を徴収 ・公財政以外の財源はきわめて小さい	・有償学生からの納付金 ・有償教育の提供、各種事業活動、寄付金等	・有償社会サービス、企業経営、寄付金等の収入による学内基金の運用 ・授業料	・受託・共同研究による収入 ・寄付金 ・授業料等
	大学の予算運用上の権限	・一般には包括的なかたちで、州から予算が配分され、大学が使途を決定	・独自に予算を編成・執行する	・予算に関する国との協定を通じて、一定の権限を行使	・州予算の一部として法律で定められ、使途を指定	・各高等教育機関が予算を編成し、自主財源を持つことができる。教員給与等の費目は使途限定	・各高等教育機関が予算編成し、主管の政府の承認を得る。特定費目予算は使途限定		
	私立	・公財政による機関補助はない ・連邦の委託研究で研究費とともに間接経費を得ることができる	・公費補助はない(私立はバッキンガム大学1校のみ)	・国が補助金を交付	・一部の州立高等教育機関の拡充費用について連邦と州が補助金を交付 ・州は教会立機関の多くに補助金を交付	・国家認定を受けた私立大学に対しては、連邦が経費の一部を補助	・私学補助の制度はない ・土地建物の提供貸与、経常費補助等の個別援助の実態あり	・経常費を中心に国が一部を補助	

出典：文部省 諸外国の教育行財政制度

表6 諸外国の初等中等教育条件

		アメリカ合衆国	イギリス	フランス	ドイツ	ロシア連邦	中国	(参考)日本
教育内容・方法	教育課程の基準 (有無・制定者)	・有 ・州が大綱的な基準を定め、この基準の枠内で、各地方学区が所管の公立学校に適用される基準課程の基準を定めている[近年は、ほとんどの州が各教科の指導内容や知識・技能に関する従来よりも明確な基準として「教育スタンダード」を設定するようになってきている]	・有 ・教育技能省が、数学、英語、理科など12の必修教科について全国共通カリキュラムを定めている	・有 ・国民教育省が、学校種毎に全国共通の教育養育課程の基準を定めている	・有 ・各州の文部省が教育課程の基準を定めている	・有 ・連邦政府が「全国共通スタンダード」を定めている	・有 ・国が教育課程の基準を定め、これを基に省・自治区・直轄市が地域内の基準を制定 ・国は各教科について教育内容の基準(「教学大綱」)を制定する	・有 ・文部科学省が学校教育法に基づく省令により、教科、授業時間等を定めている ・同省令に基づき、文部科学大臣が学習指導要領を定めている
	教育に関する目標	・有 ・各州の教育法等で包括的な目標を定め、各学区で行政規則等により具体的な目標を定めている。(行政目標としての全国共通教育目標が定められている)	・有 ・1996年教育法において、全国共通カリキュラムの一般的な目標を示している	・有 ・1971年7月16日付け法が、教育の一般的目標を定めている ・ジョスパン法(1989年)がバカロレア取得水準を定めている	・有 ・各州の憲法、学校法において一般的な教育目標を示し、教育課程の基準において各学校種及び各教科の教育目標を定めている	・有 ・「ロシア連邦教育法」 ・「全国共通スタンダード」	・有 ・憲法及び教育基本法にあたる「教育法」で教育の一般的目標を規定 ・教育課程の基準においても、これを踏まえて教育の目標を規定	・有 ・教育基本法で教育目標を規定 ・学校教育法で各学校段階の目標を規定 ・学習指導要領で各教科等の目標を規定
	基準の内容 (教科構成・時間配当等)	・小学校:教科構成 ・ハイスクール:必修教科の構成、卒業に必要な単位数 ・各教科の時間配当は必ずしも明確に定められていない	・必修教科の構成 ・各教科・各キーステージ(教育段階)における到達目標 ・学習プログラム(各教科において教えるべき知識や技能、理解の内容を示す)	・教科構成 ・各教科の適当たり配当時間数 ・指導要領	・教科の目標・課題 ・授業に関する指示(州により異なる)	・教育の目標 ・教科構成 ・時間配当 ・学校裁量の範囲	・教育の目標 ・教科構成 ・時間配当	・教育の目標 ・教科構成 ・時間配当 ・各教科の目標・内容
教育条件	基準	・有 ・州や学区が定めている場合と学区と教員団体との協約による場合がある	・有 ・1998年教育水準・新学校法により規定	・有 ・国民教育省が省令、通達で定めている	・有 ・各州の文部省が法令で定めている	・有 ・全国一律の基準として「普通教育機関に関する標準規定」	・有 ・国が基準を規定	・有 ・国が法律で標準を定めている
	学級編成 基準の内容	カリフォルニア州の例(州教育法) ・幼稚園:学区平均31人以下、最大33人 ・第1~3学年:学区平均31人以下、最大32人 ・第4~8学年:教員1人当たりの生徒数の1964会計年度の州平均(29.2人)又は学区平均のうち、大きい方を上回らない	・初等学校の低学年(第1・2学年)について1学級当たりの生徒数の上限を30人と規定。その他の学年については基準はない ・コレージュ:国の定める授業時間数に関する規則等に抵触しない限りで、各校が独自に決める ・リセ:1学級当たり生徒数を第1学年は30人以下、第2・3学年は35人以下とする	・小学校:学級の性格、割当予算額に関する国民教育省の方針に基づき大学区視学官が毎年決定する ・コレージュ:国の定める授業時間数に関する規則等に抵触しない限りで、各校が独自に決める ・リセ:1学級当たり生徒数を第1学年は30人以下、第2・3学年は35人以下とする	・各学校種・各学年毎の学級当たり標準人数、上限、一定範囲など	・初等中等学校:25名以下 ・外国語、労働体育、体育、物理・化学について、都市部では1学級を2グループに、農村部では1学級20名以下	・国の基準を参考に、省・自治区・直轄市がそれぞれの実情に応じて定める ・国の基準 小学校45人(上限) 初級中学45 - 50人 高等中学45 - 50人	・法律に定める数を標準として、小学校・中学校については都道府県の教育委員会が基準を定め、市町村教育委員会が学級編成を行い、高等学校については、設置者である地方公共団体の教育委員会が学級編成を行う
	教員配置 基準	・有 ・州や学区、あるいは学区と教員団体の協約に基づいて配置する教員数が定められる場合がある	・無	・無	・有 ・各州の文部省が法令で定めている	・無 ・学校が決定。ただし、「全国共通スタンダード」と「普通教育に関する標準規定」により間接的に規定	・有 ・国が基準を規定	・有 ・法律で都道府県ごとにおくべきとする教員の総数を算出するための基準を定めている
教員配置 基準の内容	・ジョージア州の例(州法) 教員一人当たり児童生徒数 就学前教育:15人 第1 - 3学年:17人 第4 - 12学年:23人	1993年教育規則の中に、児童生徒の年齢、能力、適正及び務必要に応じた教育を提供するために、適格かつ十分な数の教員を雇用すべきであるという一般的な規定があるのみ。	・児童生徒数に応じて算出された延教育時間数や法令の定める教員の勤務時間数等により、配置する教員数を決定	・教員一人当たり児童生徒数の基準又は1学級当たり教員数の基準を定めている	・国の基準(1学級あたり教員数)を参考に、省・自治区・直轄市がそれぞれの実情に応じて定める ・国の基準:1学級当たり教員数 小学校1.7人 初級中学2.5人 高等中学2.8人	・法律に定める数を標準として、小学校・中学校については都道府県の教育委員会が、高等学校については、設置者である地方公共団体の教育委員会が各学校の実情に応じて配置		

出典: 文部科学省 諸外国の初等中等教育

### 3 . シャウプ勧告による義務教育費国庫負担制度の廃止

#### ( 1 ) シャウプ勧告による義務教育費国庫負担制度の廃止

米国のシャウプ調査団からの勧告を受け、昭和25年から昭和27年の3年間、義務教育費国庫負担制度が廃止され、義務教育費が一般財源化されました。

昭和24年夏から秋にかけて、米国からシャウプ博士を団長とする調査団が来日し、地方税、地方債、国の補助金等、わが国の税制改正等について勧告を行いました。シャウプ勧告の中心的な問題は、国と地方との間の事務の配分及びそれら事務経費の負担方法など、地方財政について、国と地方団体との調整方法を改善することでした。

すなわち、「地方自治は極めて未熟な段階にあり、地方の財政力を強化し、富裕地方と貧困地方間の財政力の均等化が必要である」という考え方のもと、国の補助金を整理し、地方税総額の増加を掲げました。

このシャウプ勧告に基づいて、新しい地方税法が整備され、義務教育費国庫負担金を含む多くの補助金、負担金が廃止され、同時に地方財政調整制度として、地方財政平衡交付金制度が導入されました。この地方財政平衡交付金制度とは、地方団体が合理的で標準的行政を行うために必要とされる財源は国において保証するという考えのもと、一般財源で不足する部分を国からの交付金という形で補填するというものでした。これに伴い、地方団体は、基準財政需要額と基準財政収入額とを算出し、その足りない部分が補填されることとなりました。これまでの義務教育費国庫負担金も、この地方財政平衡交付金の中に含まれて算出されることとなりました。

実際に地方団体で、基準財政需要額を算出するのは困難であるため、各項目毎に測定単位を乗じる方法（例えば、道路費であれば1平方メートル当りの単位費用から算出。教育費では現存の児童数、学級数、学校数毎に定められた基本費用から算出）により算出されています。教育費については、比較的予測しやすい費目であるものの、地方財政平衡交付金に含まれる他の費目については、予測が困難なものが多く、全体的に算出額と実際の支出との乖離が見られました。

## (2) 義務教育費国庫負担制度の廃止に伴う影響

義務教育費国庫負担制度が廃止されたことで、都道府県への教育費の依存が高くなったが、十分な平衡交付金（地方交付金）が交付されておらず、地方財政への負担が大きくなっています。

表7、8に昭和24年から昭和30年（昭和25年は除く）までの小中学校における教育費の財源を示します。これをみると、義務教育費国庫負担制度が廃止になった時期は都道府県への依存が大きくなっています。

表7 小学校教育費財源(昭和24～28年、25年は除く)

	国庫支出金	都道府県支出金	市町村支出金	借入金	寄付金	合計
昭和24会計年度	27.4%	36.2%	24.5%	2.0%	9.9%	100.0%
昭和26会計年度	2.1%	61.8%	28.2%	2.8%	5.1%	100.0%
昭和27会計年度	2.8%	63.8%	25.9%	3.2%	4.4%	100.0%
昭和28会計年度	30.5%	37.2%	24.6%	3.6%	4.0%	100.0%
昭和29会計年度	30.9%	36.8%	25.2%	3.2%	3.9%	100.0%
昭和30会計年度	31.8%	37.8%	22.8%	3.4%	4.1%	100.0%

出典：文部省 地方教育費調査報告

表8 中学校教育費財源(昭和24～28年、25年は除く)

	国庫支出金	都道府県支出金	市町村支出金	借入金	寄付金	合計
昭和24会計年度	22.9%	26.9%	35.0%	3.6%	11.6%	100.0%
昭和26会計年度	6.1%	51.0%	34.4%	4.0%	4.5%	100.0%
昭和27会計年度	4.9%	56.3%	31.3%	3.3%	4.3%	100.0%
昭和28会計年度	30.9%	34.3%	27.9%	2.9%	4.0%	100.0%
昭和29会計年度	31.4%	35.6%	26.2%	2.8%	4.0%	100.0%
昭和30会計年度	33.0%	36.0%	23.5%	2.9%	4.6%	100.0%

出典：文部省 地方教育費調査報告書

義務教育費国庫負担制度が廃止され、代わりに一般財源では負担しきれない費用を平衡交付金として国から交付されることになっていましたが、需要を十分に予測できないこともあり、結果的に十分な交付が行われず、地方への負担となっていました（表9参照）。

表9 教育費における基準財政需要額と実支出額・平衡交付金との比率

都道府県	基準財政需要額 (千円) A	平衡交付金 (千円) B	教育費実額 (千円) C	B/A × 100	C/A
山形	1,311,378	1,049,095	1,476,791	80.00	1.13
島根	863,881	688,512	953,959	79.70	1.10
鳥取	559,180	444,424	690,953	79.48	1.24
岩手	1,376,198	1,093,004	1,471,698	79.42	1.07
鹿児島	1,644,218	1,279,419	1,991,570	77.81	1.21
青森	1,299,834	999,921	1,340,189	76.93	1.03
山梨	801,867	602,314	883,722	75.11	1.10
茨城	1,795,979	1,345,425	1,787,828	74.91	1.00
福島	1,976,101	1,448,916	2,062,811	73.32	1.04
宮城	1,466,608	1,075,029	1,585,409	73.30	1.08
秋田	1,265,064	920,205	1,355,453	72.74	1.07
高知	815,949	582,477	835,269	71.39	1.02
徳島	828,346	587,142	888,427	70.88	1.07
佐賀	792,913	549,132	968,526	69.26	1.22
大分	1,121,603	776,217	1,356,099	69.21	1.21
熊本	1,601,968	1,092,576	1,868,461	68.20	1.17
長野	1,946,225	1,326,902	2,287,807	68.18	1.18
千葉	1,846,189	1,244,880	1,998,222	67.43	1.08
奈良	682,378	456,145	718,480	66.85	1.05
群馬	1,413,760	920,091	1,494,546	65.08	1.06
福井	681,008	442,966	773,788	65.05	1.14
栃木	1,379,555	894,321	1,385,743	64.83	1.00
新潟	2,355,252	1,512,430	2,679,865	64.22	1.14
埼玉	1,885,199	1,210,219	1,951,354	64.20	1.04
香川	817,910	517,431	885,778	63.26	1.08
北海道	4,728,610	2,923,336	4,987,385	61.82	1.05
岡山	1,412,152	871,594	1,521,022	61.72	1.08
和歌山	953,199	584,025	1,182,994	61.27	1.24
長崎	1,437,359	868,833	1,552,227	60.45	1.08
石川	902,076	533,247	993,132	59.11	1.10
愛媛	1,374,826	782,827	1,496,204	56.94	1.09
宮崎	970,872	539,132	1,103,409	55.53	1.14
広島	1,815,348	999,315	1,998,095	55.05	1.10
山口	1,390,845	739,030	1,568,398	53.14	1.13
岐阜	1,471,782	743,384	1,515,037	50.51	1.03
三重	1,303,329	644,504	1,541,147	49.45	1.18
富山	882,180	390,385	1,101,002	44.25	1.25
滋賀	727,922	317,798	898,554	43.66	1.23
静岡	2,080,497	843,212	2,300,203	40.53	1.11
福岡	3,089,237	1,004,242	3,535,515	32.51	1.14
兵庫	2,795,194	654,948	3,361,109	23.43	1.20
神奈川	2,089,717	466,057	2,095,735	22.30	1.00
京都	1,584,540	316,398	1,979,602	19.97	1.25
愛知	2,840,869	304,019	3,296,976	10.70	1.16
大阪	3,165,326	-	3,834,040	0.00	1.21
東京	4,820,237	-	8,454,751	0.00	1.75

出典：文部省「地方教育費調査報告書（昭和26会計年度）」

### (3) 義務教育費国庫負担制度の廃止に伴う影響

義務教育費国庫負担制度が廃止されている昭和27年度の教育費の負担は、38%を父兄に依存しています。さらに、寄附金の内訳をみると、教員の給与にまで割り当てられており、財政が厳しいことがうかがえます。

義務教育費国庫負担制度が廃止されている昭和27年の教育費(表10)をみると、全体の38%が父兄からの寄附により賄われています。また、全体の3%にあたる寄附金の内訳(表11)をみると、通常利用されるような施設の維持管理などだけでなく、教員の給与にまで、割り当てられており、地方財政の厳しさがうかがえます。

表10 昭和27年度全教育費推計額

	総額	公費	寄附金	父兄負担の教育費 (寄附金を除く)
小学校	千円			
実額	163,302,773	101,232,074	4,902,506	57,168,193
百分比	100.0 %	62.0	3.0	35.0
中学校				
実額	103,935,604	71,926,009	3,104,446	28,905,149
百分比	100.0	69.2	3.0	27.8

出典：文部省 わが国の教育の現状(昭和28年度)

表11 昭和27年度の寄附金内訳

支出項目	小学校	中学校
	割合 %	
消費的支出	63.28	54.80
1 教育行政費	0.02	0.02
2 教授費	33.19	32.82
3 維持費	4.83	3.98
4 修繕費	10.85	9.22
5 補助活動費	14.20	8.53
6 所定支払金	0.19	0.19
資本的支出	36.67	45.07
1 土地費	1.06	1.48
2 建築費	9.03	16.16
3 設備費	17.26	18.48
4 図書購入費	9.24	8.84
5 その他	0.08	0.11
債務償還費	0.05	0.13
総計	100 4,902,506 千円	100 3,104,446 千円

出典：文部省 わが国の教育の現状(昭和28年度)

#### (4) 義務教育費国庫負担制度の廃止に伴う影響

義務教育費国庫負担制度が廃止されている間、児童一人あたりの教育費は、約2倍の格差が生じています。

児童一人あたりの教育費(表12)をみると、昭和25、26年では最大で約2倍の地域間格差が生じています。また、昭和28年の義務教育費国庫負担制度が再び導入された一方、昭和28年以降では、最大で1.6～1.7倍程度に地域格差が減少しています。

表12 小学生児童一人あたりの教育費の地域間格差

	最高	最低	平均(A)	最高/最低
昭和25年	9,526	4,634	6,079	2.056
昭和26年	11,905	5,944	7,766	2.003
昭和27年	14,421	7,661	9,932	1.882
昭和28年	16,421	9,723	12,248	1.689
昭和29年	17,814	10,409	13,580	1.711
昭和30年	17,061	10,516	13,067	1.622

出典：文部省 わが国の教育の現状(昭和28年度)を参考に作成

次に、昭和27年の具体的な地域間格差(表13)をみると、児童一人あたりの教育費が最も高いのは「東京」で、次いで「北海道」、「大阪」であり、逆に児童一人あたりの教育費が最も少ないのは、「茨城」、「千葉」、「宮城」となっている。特に、東京、大阪は平衡交付金が交付されておらず(表3)、都心のほうが財源的に恵まれていることがわかります。

表13 小学校児童1人当たりの教育費の都道府県比較

1	東京	14,421
2	北海道	12,478
3	大阪	12,447
4	山口	12,343
5	鳥取	12,222
6	富山	12,094
7	福井	12,009
8	京都	11,996
9	鹿児島	11,629
10	広島	10,898
11	大分	10,798
12	高知	10,786
13	和歌山	10,733
14	滋賀	10,568
15	福岡	10,306
16	兵庫	10,241
17	三重	10,092
18	愛媛	10,005
19	石川	9,997
20	徳島	9,734
21	長野	9,734
22	島根	9,717
23	新潟	9,650
24	岡山	9,642
25	愛知	9,601
26	神奈川	9,587
27	宮崎	9,451
28	山形	9,435
29	奈良	9,388
30	岩手	9,372
31	秋田	9,358
32	岐阜	9,101
33	青森	8,987
34	香川	8,972
35	佐賀	8,776
36	山梨	8,726
37	長崎	8,716
38	熊本	8,666
39	福島	8,356
40	静岡	8,193
41	栃木	8,179
42	埼玉	8,179
43	群馬	7,963
44	宮城	7,860
45	千葉	7,813
46	茨城	7,661

出典：文部省 地方教育費調査報告書（昭和27会計年度）

## (5) 義務教育費国庫負担制度の廃止に伴う影響

昭和27年の卒業後5年時の給与を比較すると、最も給与が高い東京は、最も給与が低い岡山の約1.3倍となっており、地域間格差が生じています。

短期大学(旧制師範学校)卒の教諭の経験年数別平均給与(表14)に関して、例えば、卒業後5年の小学校教諭の給与をみると、最も給与が高い東京の13,035円に対し、最も給与が低い岡山県では9,621円と、かなりの差となっています。

表14 短期大学(旧制師範学校)卒 教諭の経験年数別給料平均額(昭和27.1.1)

	小 学 校				中 学 校				
	5年	10年	15年	20年	5年	10年	15年	20年	
北海道	道	10,880	15,801	19,254	24,286	11,051	15,333	19,081	24,126
	森	11,331	14,131	15,885	20,731	11,102	13,753	15,957	21,092
	手	10,692	13,481	10,099	20,635	10,742	13,435	16,389	20,846
	城	9,963	12,901	15,132	18,573	9,912	12,952	15,176	18,889
山形	田	9,794	12,753	15,162	19,221	9,901	12,577	15,020	19,104
	形	10,419	13,178	15,876	19,826	10,244	13,047	15,769	19,968
	島	10,918	13,783	16,679	21,149	11,027	13,685	16,674	21,316
	城	10,751	13,671	16,237	19,627	10,596	13,577	16,891	19,561
福島	木	10,403	13,613	15,719	20,198	10,240	13,440	15,554	20,442
	馬	9,865	13,195	16,540	20,583	9,918	13,098	17,070	20,520
	玉	10,223	13,235	16,132	20,346	10,385	13,350	16,071	20,493
	葉	10,560	13,621	16,892	20,556	10,346	13,485	16,313	20,446
茨城	京	13,035	16,497	20,386	25,427	13,206	16,535	20,734	25,431
	川	10,894	14,159	17,689	22,512	10,651	13,868	17,626	21,394
	新	10,421	13,301	16,740	19,847	10,239	13,329	16,580	20,341
	潟	10,141	12,468	15,331	19,616	16,051	15,522	15,486	20,236
新潟	山	10,100	13,648	16,233	20,267	9,962	13,270	16,569	20,771
	井	9,959	12,808	15,610	20,119	9,809	12,852	15,753	20,158
	梨	10,345	13,951	16,800	21,455	10,318	14,168	17,540	21,441
	野	9,874	12,171	14,781	19,508	9,851	12,418	14,730	19,931
富山	阜	10,419	13,265	15,734	20,746	10,095	12,797	15,974	20,263
	岡	10,427	13,492	17,681	21,483	10,281	13,469	17,742	21,169
	知	10,307	13,242	16,798	21,590	10,119	13,588	16,672	21,588
	重	9,757	13,131	16,187	20,031	9,676	13,014	16,128	20,090
石川	賀	10,221	13,239	16,713	20,467	10,196	13,433	16,392	20,106
	都	10,744	14,559	18,425	21,701	10,754	14,789	18,665	21,503
	阪	10,938	14,427	18,182	22,071	10,731	14,262	18,398	21,679
	庫	11,093	14,083	17,540	22,125	11,040	14,187	17,799	22,223
福井	良	11,279	14,056	17,553	21,586	11,193	14,406	17,916	21,873
	山	11,232	14,279	17,510	21,965	11,116	14,155	18,000	21,712
	取	9,971	13,019	16,261	20,882	10,099	13,020	16,224	20,240
	根	9,800	12,578	15,011	19,009	9,781	12,757	15,093	19,283
山梨	山	9,621	12,195	15,105	19,446	9,512	12,185	15,001	19,598
	島	9,820	12,779	15,488	19,178	9,828	12,605	15,432	19,225
	島	10,121	12,553	14,869	19,407	10,021	12,741	14,971	19,183
	口	10,199	12,884	15,753	16,727	10,369	12,921	15,407	19,987
徳島	川	10,021	12,964	16,193	20,808	10,061	13,127	16,103	20,873
	媛	10,190	12,875	15,719	20,697	9,984	12,932	15,940	20,315
	知	9,746	12,634	16,138	21,141	9,687	12,667	16,111	20,452
	岡	11,390	14,494	17,464	21,554	10,941	14,453	17,788	21,271
香川	賀	10,123	12,384	14,818	18,738	9,938	12,295	14,744	18,604
	崎	9,820	12,962	15,590	20,381	9,575	12,792	15,463	20,010
	本	10,677	12,903	15,887	20,235	10,392	12,878	15,891	20,249
	分	9,823	12,724	15,552	20,226	9,709	12,611	15,423	20,200
愛媛	崎	9,845	13,022	15,398	20,128	9,826	13,122	15,609	20,003
	大	9,740	12,297	15,379	19,942	9,700	12,486	15,633	19,884
	宮	10,727	13,696	16,757	21,068	10,433	13,522	16,525	20,691
	鹿	10,727	13,696	16,757	21,068	10,433	13,522	16,525	20,691
岡山	9,621	12,297	15,379	19,942	9,700	12,486	15,633	19,884	
平均	10,727	13,696	16,757	21,068	10,433	13,522	16,525	20,691	

出典：  
文部省  
わが国の教育の現状  
(昭和28年度)

## (6) 義務教育費国庫負担制度の廃止に伴う影響

昭和24年と昭和26年における学級あたりの教員数の変化に関しては、小学校で1.22人から1.20人へ、中学校で1.59人から1.50人へ減少しています。また、小学校における学級あたりの教職員の数においても、最も多い「鳥取(1.325人)」と最も少ない「神奈川(1.128人)」では、地域格差も生じています。

表15 学級あたりの教職員数(小学校、昭和27.5.1)

1	鳥取	1.325
2	東京	1.315
3	佐賀	1.310
4	静岡	1.306
5	宮城	1.304
6	山形	1.294
7	島根	1.294
8	京都	1.284
9	秋田	1.282
10	山口	1.281
11	大分	1.276
12	長崎	1.274
13	埼玉	1.269
14	福島	1.267
15	福井	1.265
16	滋賀	1.264
17	愛知	1.260
18	岡山	1.258
19	鹿児島	1.258
20	千葉	1.251
21	新潟	1.249
22	大阪	1.243
23	香川	1.243
24	岩手	1.242
25	栃木	1.242
26	富山	1.241
27	石川	1.235
28	長野	1.235
29	群馬	1.234
30	山梨	1.234
31	三重	1.233
32	福岡	1.230
33	広島	1.229
34	兵庫	1.219
35	岐阜	1.217
36	北海道	1.215
37	宮崎	1.215
38	青森	1.210
39	熊本	1.208
40	愛媛	1.205
41	茨城	1.196
42	奈良	1.188
43	和歌山	1.183
44	徳島	1.178
45	高知	1.171
46	神奈川	1.128

学級あたりの教員数を調べると、昭和24年における全国小学校の学級あたりの教員数平均が1.22人だったのが、1.20人へ、同様に中学校では、1.59人から1.50人と大幅に減少しており、教育環境が悪くなっていることがうかがえます。

また、表15は、学級あたりの教員数を表していますが、例えば、20学級ある学校があるとすると、鳥取では39人、神奈川では33人となり、6名も教員が異なり、地域間格差も生じています。

出典：

文部省 わが国の教育の現状  
(昭和28年度)

## (7) 義務教育費国庫負担制度の復活について

義務教育費国庫負担制度が廃止されたことにより、教育の地域間格差、教育環境の悪化などが原因となり、昭和28年再び義務教育費国庫負担制度が導入されました。

地方財政平衡交付金制度では、義務教育費は保証されず、前述のような地域間格差も生じてきていることから、義務教育費の国庫負担を復活させる動きが強くなってきました。例えば、地方財政平衡交付金の中で、義務教育費を保証しようとする「教育平衡交付金制度の検討」が、文部省により進められる（地方財政平衡交付金制度を骨抜きにすることや教育の中央集権などの理由から、実現には至らなかった）など、様々な議論が行われました。

このような議論のポイントは、主に次の3つでした。

- ・ 義務教育は、国の事務か地方の事務か？
- ・ 地方財政平衡交付金制度の改善により、義務教育費が確保できないか？
- ・ 教育の中央集権化につながらないか？

参考までに、当時の文部委員会委員長である竹尾氏が国会で答弁した法案提案理由を示します。また、あわせて、当時の関連する新聞記事を掲載します。

### 参考：昭和27年7月国会における文部委員会委員長の答弁

ただいま議題となりました義務教育費国庫負担法案につきまして、その提案理由及び内容の概略につきまして申し上げますとともに、その審議の経過を御報告申し上げます。

この法案は、竹尾弑外14名による議員提出法案でございますが、まず初めに提案の趣旨につきまして申し上げます。

教育がいかなる規範と内容とを備えて行われ、その実現に対しましていかにどの努力が注がれておるかということによりまして、その国が、その民族の運命が左右されるものでありますことは、歴史の上に明らかなことございまして、あらためて申し上げるまでもございません。従いまして、教育、その中でも一般国民を対象として普遍的に施します義務教育は特に重視されるところでありまして、いずれの国を問わず、競うて努力を傾倒しておる次第でございます。わが国におきまして、明治維新の学制頒布以来70余年、その間全力をあげて努力して参りましたため、その方針なり内容がはたしてよかったかわるかとは別といたしまして、明治以降の近代国家としての躍進と発展とはこの教育の力によったものであることは、まことに明らかな事実でございます。このことは、敗戦のため一大蹉跌を来したとはいえ、深い国民的反省を根底とした正しい方針と適切な方法とによって、教育に対する努力を、過去にも増して一層強化いたしましたならば、わが国の債権は期して待つべきものがあることをしましておるものでございます。

ここに顧み、ここに期するところがありまして、新憲法におきましては、義務教育費無償の原則を明確にし、これが規範と内容とについて、妥当な範囲と限度とをもって、国民のすべてに対し平等に保障することとなったのであります。従いまして、国におきましては、義務教育の機会均等と、その

水準の維持向上とをはかるに足る確実な財政的裏づけをしなければならない責任があるのでございます。

従来、義務教育に対する財政上の国の保障につきましては、昭和 15 年度から実施せられました義務教育費国庫負担方がございまして、義務教育に従事する職員の給与を都道府県の負担とし、国庫がその半額を負担することという制度で、しばらく安定した保証が与えられておったのであります。

しかるに、昭和 25 年度から地方財政平衡交付金制度が創設されるに及びまして、義務教育費に対する国の明確な保障が得られなくなったものであります。そのため、特に都道府県間の教職員の待遇及び定数の不均衡がはなはだしくなりました上に、全般的な低下傾向を強めて参っております。一方、学校の維持運営費につきましても、その 3 分の 1 は父兄の寄付金によらざるを得ない実情となりまして、無償の原則どころか、シャウブ使節の勧告に基づく寄付金解消のための大幅な市町村税の増税も、その意味をなさなくなったのでございます。その財政上の裏づけの制度は、いわゆる六・三制建築補助及び及び若干の補助起債を除きますと、不安定な平衡交付金制度があるにとどまるのでございます。

本来、この平衡交付金制度は、アメリカにおきまして、教育費だけを対象として成功しているものを、わが国では、あらゆる行政費に拡大しておりますために、幅の大きな義務教育費は、勢い他の行政費に圧迫せられざるを得ないはめに陥っているのであります。かかる欠陥を防ぎ、義務教育費を確立するためには、平衡交付金制度とは別個にこれが保障の制度を立て、あわせて地方財政の安定をはかる必要が生ずるのでございます。これが本法案の提出を見るに至りました理由でございます。

次に、本法案の骨子について大要を申し上げます。この法案は、昭和 28 年度から、義務教育に従事する教職員の給与費についてはその総額の 2 分の 1 を、さらに教材費について教職員給与費の 10 分の 1 をそれぞれ国庫負担とし、義務教育諸学校の校舎の建設事業費につきましては、地方財政方の規定にかかわらず、地方債をもってこれに充て、かつ繊細復旧及び災害復旧に要します経費についてきましては、いずれもその 2 分の 1 を国庫負担とするものであります。昭和 27 年度においては、すでに予算が成立しておりますので、平衡交付金の中で、妥当な算定基準による教職員給与費等を操作するというのでございます。

以上が原案の要点であります。次に審議の経過を御報告申し上げます。この法案は 5 月 7 日に付託せられたのでございますが、何分にも義務教育費に関しましては、国及び地方の財政問題と広範な関連をもってありますので、党派の別なく、各委員をあげて熱心な検討を重ね、10 数回にわたって審査を加え、さらに 2 回に及び地方行政委員会との連合審査会を開きまして、非常な努力を続けて参ったのでございます。昨 16 日に至りまして質疑を終了いたしましたところ、改進黨の小林信一君外 7 名によりの提出されました。

すなわち、学校教育につきまして、その妥当な規模と内容とを保障し、かつ、義務教育無償の実現をはかるため、国が必要な経費を負担することにより、教育の機会均等と、その水準の維持向上を目的とし、公立の高等学校以下幼稚園に至るまでの各学校の教職員の給与費、強雨材費及び校舎建築事業費について、それぞれその総額の 5 分の 4 を下らない額並びに教科用図書費、学校給食費の全額を国庫負担とするというのでございます。

次いで、自由党の若林義孝君からも次の修正案が提出せられました。その概略を申し上げますと、まずその第一点として、目下地方税制度の改正について関係各機関において研究中でありますので、ここには、義務教育費確保の大前提といたしまして、各都道府県ごとに、教職員給与費につきましては、実際に支出せられる額の 2 分の 1 を国庫負担とする。その各都道府県ごとの国庫負担の最高限度は政令で定める。

次に第二点といたしまして、教材費につきましては、従来、国庫負担制度にはなかった新しい構想に属するので、国の財政との調整を図る必要があり、その一部を負担する原則定め、その内容に関しては政令に譲る。

次に第三点といたしまして、学校の校舎建設事業費並びに戦災及び災害復旧費に関しては別途に措置を講ずる。

最後に、この法案の施行期日は、税制度の成案を勸案して、別に政令をもって定めることとするが、大体昭和 28 年度当初を目標とする。なお、昭和 27 年度の義務教育に関する平衡交付金法の特例は削除するというのであります。

この修正案につきましても慎重な審議が行われました上、質疑を終了いたし、原案を含めて両修正案を一括討論に付しましたところ、改進黨を代表いたしまして小林信一君は若林義孝君提案の修正案に反対、小林信一君代表提出の修正案及び小林信一君提出の修正部分を除く原案に賛成の意見を述べられ、自由党を代表して坂田道太君より、若林義孝君提案の修正案及びその修正部分を除く原案に対して賛成、小林信一君提出の修正案には反対の意見を明らかにせられました。次いで社会党を代表せられて松本七郎君、社会党第 23 控室を代表して坂本泰良君、共産党代表渡部義通君、第三俱樂部を代表せられて浦口鉄男君より、それぞれ小林信一君を代表とする修正案及びその修正部分を除く原案に対してはそれぞれ反対せられました。

かくて、3 案を一括上程、採決いたしましたところ、小林信一君外 7 名よりなる修正案は起立少数をもって否決、若林義孝君提案の修正部分を除く原案については起立多数をもって可決せられました。

次に可決になりました法案につきまして、自由党の水谷昇君より、次の附帯決議案上程の動議が提案せられました。すなわち、教職員給与費の国庫負担額の最高限度を政令で定める場合には、その限度の基礎は、原案の趣旨を尊重し、各都道府県のその年度の実績を下らないようにするとともに、老朽危険校舎の起債については、地方財政法を改正して原案の主旨の実現をはかり、本法案の施行期日は昭和 28 年度から実施すること。

以上でございますが、採決の結果、起立多数をもって可決せられました。

さきにも申し上げたように、この法律案は、教職員の給与費を確保することによりまして、教職員の生活を安定させ、職業に専念せしめるとともに、教材費の確保によりまして、校舎はできたが中身の整わない学校に教材を整備し、100 億に上る PTA の寄付金の軽減をはかり、1300 万人に上ります父兄の要望にこたえんとするものでございます。すなわち、独立日本の門出に当り、政治における教育優先の原則を確保し、憲法に保障いたします義務教育費が国策の根幹であることを明らかにし、わが国が教育文化を尊重するゆえんを中外に鮮明するものでありまして、その意義はきわめて大なるものがございます。占領下においては、とうてい実現の見込みのなかった義務教育費国庫負担制度が確立せられ、教育財政確立への第一歩を築くことができますことは、わが国文政史上画期的意義を有するものでございます。

以上御報告申し上げます。

出典：昭和 27 年 6 月 17 日官報

## 4 . 事務職員等に係る義務教育費国庫負担金の一般財源化について

義務教育費国庫負担法は市町村の一般的財政能力の調整を目的とするものではなく、市町村の教育財政能力の調整を目的とするものである。義務教育費国庫負担法が国庫負担の対象を義務教育費一般とはせず、義務教育諸学校教職員給与費に特定化しているのは、一般的な教育費に対する国庫負担の制度では市町村の財政格差一般の調整という機能に解消されることを避けるためと考えられている。

一定水準の義務教育を機会均等の理念にしたがって保障するうえで、義務教育費国庫負担法の果たしてきた役割は大きなものがある。同時に、この制度が昭和 27 年の成立当初から、国庫負担の対象を教諭に限定せず義務教育諸学校に置かれるすべての職種の教職員の給与費を対象としてきたことは、学校教育法等の法の趣旨に従って、学校の在り方を安定したものとするうえで極めて大きな役割を果たしてきた。

特に学校教育法第 28 条、第 40 条にしたがって学校に置かれる事務職員の給与費を校長・教諭等とともに一括して国庫負担の対象としてきたことは、事務職員が学校において必須な基幹的な教職員であることを明らかにするうえで大きな意義をもつものであった。

1998 年の地方教育行政の在り方を審議した中教審答申は、21 世紀を展望する今後の学校教育を進める上で学校の経営に直接携わる学校事務職員の役割の重要性が高まることを指摘して、その職の確立と組織の整備を提言していた。2002 年の新しいタイプの公立学校の導入についての閣議決定およびこれを受けて審議された 2004 年の中教審答申では地域運営型公立学校の設置が提言されている。これらの動向は学校が地域との連携を深めながら、各学校の特色を打ち出し、独自の教育理念にしたがって自律的な経営を行うことを求めるものである。こうした、新たに学校と地域とのネットワークを構築しながら自律的な経営を求められる各学校においてはこれまで以上に学校事務職員の役割が大きくなる。

義務教育費国庫負担法を見直す動向のなかで、単に国庫負担の総額を削減するために一部職種の教職員給与費を国庫負担の対象からはずそうとする動きがあるが、そうした動きは、学校におくべき基幹的な教職員の全体的な編成を歪め、今後ますます求められてくる新しい自律的な学校の在り方を妨げるものとなる。

( 日本大学教授 黒崎 勲 )

## 5. OECD / PISA 調査

OECD 生徒の学習到達度調査 (PISA) とは、参加国が共同して国際的に開発した学習到達度問題を 15 歳児を対象として実施するものです。

PISA 調査は、2000 年に最初の本調査を実施し、読解リテラシー、数学的リテラシー、科学的リテラシーの 3 分野を調査しました。

参加したのは 32 カ国 (OECD 加盟国 28、非加盟国 4) で 26 万 5 千人が調査に参加しました (オランダの結果は集計外)。

### (1) 読解リテラシー (読解力)

読解力とは、「自ら目標を達成し、自らの知識と可能性を発達させ、効果的に社会に参加するために、書かれたテキストを理解し、利用し、熟考する能力」と定義されています。

その結果は表 16 に示すとおりであり、いずれの項目も上位に位置している。

表 16 読解力の平均得点の国際比較

	総合読解力	得点	情報の取出し	得点	解釈	得点	熟考・評価	得点
1	フィンランド	546	フィンランド	556	フィンランド	555	カナダ	542
2	カナダ	534	オーストラリア	536	カナダ	532	イギリス	539
3	ニュージーランド	529	ニュージーランド	535	オーストラリア	527	アイルランド	533
4	オーストラリア	528	カナダ	530	アイルランド	526	フィンランド	533
5	アイルランド	527	韓国	530	ニュージーランド	526	日本	530
6	韓国	525	日本	526	韓国	525	ニュージーランド	529
7	イギリス	523	アイルランド	524	スウェーデン	522	オーストラリア	526
8	日本	522	イギリス	523	日本	518	韓国	526
9	スウェーデン	516	スウェーデン	516	アイスランド	514	オーストリア	512
10	オーストリア	507	フランス	515	イギリス	514	スウェーデン	510
11	ベルギー	507	ベルギー	515	ベルギー	512	アメリカ	507
12	アイスランド	507	ノルウェー	505	オーストリア	508	ノルウェー	506
13	ノルウェー	505	オーストリア	502	フランス	506	スペイン	506
14	フランス	505	アイスランド	500	ノルウェー	505	アイスランド	501
15	アメリカ	504	アメリカ	499	アメリカ	505	デンマーク	500
16	デンマーク	497	スイス	498	チェコ	500	ベルギー	497
17	スイス	494	デンマーク	498	スイス	496	フランス	496
18	スペイン	493	リヒテンシュタイン	492	デンマーク	494	ギリシア	495
19	チェコ	492	イタリア	488	スペイン	491	スイス	488
20	イタリア	487	スペイン	483	イタリア	489	チェコ	485
21	ドイツ	484	ドイツ	483	ドイツ	488	イタリア	483
22	リヒテンシュタイン	483	チェコ	481	リヒテンシュタイン	484	ハンガリー	481
23	ハンガリー	480	ハンガリー	478	ポーランド	482	ポルトガル	480
24	ポーランド	479	ポーランド	475	ハンガリー	480	ドイツ	478
25	ギリシア	474	ポルトガル	455	ギリシア	475	ポーランド	477
26	ポルトガル	470	ロシア	451	ポルトガル	473	リヒテンシュタイン	468
27	ロシア	462	ラトビア	451	ロシア	468	ラトビア	458
28	ラトビア	458	ギリシア	450	ラトビア	459	ロシア	455
29	ルクセンブルグ	441	ルクセンブルグ	433	ルクセンブルグ	446	メキシコ	446
30	メキシコ	422	メキシコ	402	メキシコ	419	ルクセンブルグ	442
31	ブラジル	396	ブラジル	365	ブラジル	400	ブラジル	417

出典：国立教育政策研究所「生きるための知識と技能

OECD 生徒の学習到達度調査 (PISA)

2000 年調査国際結果報告書」

また、その分散（ばらつき）は、表17に示すように、韓国について2番目に小さい値となっており、学校教育の均質性が高いことを示している。

表17 総合読解力に関する分散など

国名	総合読解力得点		分散
	平均値	標準偏差	
フィンランド	546	89	7994
カナダ	534	95	8955
ニュージーランド	529	108	11701
オーストリア	528	102	10357
アイルランド	527	94	8755
韓国	525	70	4833
イギリス	523	100	10098
日本	522	86	7358
フランス	505	92	-
アメリカ	504	105	10979
イタリア	487	91	8356
ドイツ	484	111	12368
OECD平均	500	100	9277

出典：国立教育政策研究所「生きるための知識と技能  
OECD生徒の学習到達度調査（PISA）  
2000年調査国際結果報告書」

## (2) 数学的リテラシー

数学的リテラシーとは、「数学が世界で果たす役割を見つけ、理解し、現在及び将来の個人の生活、職業生活、友人や家族や親族との社会生活、建設的で関心を持った思慮深い市民としての生活において確実な数学的根拠に基づき判断を行い、数学に携る能力」と定義されています。

その結果は表18に示すとおりであり、日本は1位である。

表18 数学的リテラシー得点

国名	平均得点 (平均値)	標準偏差 (平均値)
<b>OECD加盟国</b>		
<b>日本</b>	<b>557</b>	<b>87</b>
韓国	547	84
ニュージーランド	537	99
フィンランド	536	80
オーストラリア	533	90
カナダ	533	85
スイス	529	100
イギリス	529	92
ベルギー	520	106
フランス	517	89
オーストリア	515	92
デンマーク	514	87
アイスランド	514	85
スウェーデン	510	93
アイルランド	503	84
ノルウェー	499	92
チェコ	498	96
アメリカ	493	98
ドイツ	490	103
ハンガリー	488	98
スペイン	476	91
ポーランド	470	103
イタリア	457	90
ポルトガル	454	91
ギリシア	447	108
ルクセンブルグ	446	93
メキシコ	387	83
<b>OECD平均</b>	<b>500</b>	<b>100</b>
<b>OECD非加盟国</b>		
リヒテンシュタイン	514	96
ロシア	478	104
ラトビア	463	103
ブラジル	334	97

出典：国立教育政策研究所「生きるための知識と技能

OECD生徒の学習到達度調査（PIISA）

2000年調査国際結果報告書」

### (3) 科学的リテラシー

科学的リテラシーとは、「自然界及び人間の活動によって起こる自然界の変化について理解し、意思決定するために、科学的知識を使用し、課題を明確にし、証拠に基づく結論を導き出す能力」と定義されています。

その結果は表19に示すとおりであり、日本は韓国について2位である。

表19 科学的リテラシー得点

国名	平均得点 (平均値)	標準偏差 (平均値)
<b>OECD加盟国</b>		
韓国	552	81
<b>日本</b>	<b>550</b>	<b>90</b>
フィンランド	538	86
イギリス	532	98
カナダ	529	89
ニュージーランド	528	101
オーストラリア	528	94
オーストリア	519	91
アイルランド	513	92
スウェーデン	512	93
チェコ	511	94
フランス	500	102
ノルウェー	500	96
アメリカ	499	101
ハンガリー	496	103
アイスランド	496	88
ベルギー	496	111
スイス	496	100
スペイン	491	95
ドイツ	487	102
ポーランド	483	97
デンマーク	481	103
イタリア	478	98
ギリシア	461	97
ポルトガル	459	89
ルクセンブルグ	443	96
メキシコ	422	77
<b>OECD平均</b>	<b>500</b>	<b>100</b>
<b>OECD非加盟国</b>		
リヒテンシュタイン	476	94
ロシア	460	99
ラトビア	460	98
ブラジル	375	90

出典：国立教育政策研究所「生きるための知識と技能  
OECD生徒の学習到達度調査（PIISA）  
2000年調査国際結果報告書」

以上